

琉球独立論の理論的検討

—沖繩はエスニック共同体／ネイションであるのか—

法学部 法律学科 国際政治と法コース

濱中ゼミ J130362 三栖充喜

目次

はじめに

第1章 沖繩の歴史的背景

第1節 琉球王国の誕生と消滅

第2節 同化政策と植民地的差別

第3節 沖繩戦と米軍統治時代

第4節 日本への復帰

第2章 アントニー・D・スミスの民族理論

第1節 西欧的ネイション・モデル

第2節 非西欧的ネイション・モデル

第3節 ナショナリズムの二重性

第4節 ナショナル・アイデンティティの多元性

第5節 「エスニシティ」の考え方

第6節 エスニック共同体の属性

第7節 エスニシティの一貫性と流動性

第8節 エスニック的基盤

第3章 琉球独立論の理論的検討

第1節 沖繩はエスニック共同体であるのか

第2節 沖繩はネイションであるのか

おわりに

はじめに

普天間基地・辺野古移設問題で政府と対立を深める沖縄県。戦後 70 年が経過してもなお、国土面積にしてわずか 0.6% の沖縄に、在沖米軍基地の 7 割以上が集中しており、それに伴い多くの住民が米軍の引き起こす事故や事件、騒音等の「基地被害」に苦しめられている。2014 年に沖縄県知事、名護市長、自民党以外の沖縄選出国会議員の選挙を通して辺野古新基地建設に反対する「オール沖縄」の民意が形成された。しかし、政府は「辺野古移設が唯一の選択肢である」として耳を貸さず、辺野古新基地建設工事を粛々と進めたことから、政府と沖縄が激しく対立することになり、訴訟合戦を繰り返すまでに事態は泥沼化した。この普天間基地移設問題自体は本稿の論題ではないため、これ以上の言及は控えるが、このような沖縄県と政府の激しい対立を背景に、沖縄の一部では、日本からの独立を主張する「琉球独立論」が囁かれている。

2013 年 5 月 15 日、「琉球民族独立総合研究学会」が発足した。これは史上初の沖縄独立に関する学会であり、独立を主張し、運動する約 300 人が在籍している。そしてこの団体の共同代表を務めるのが、龍谷大学経済学部の松島泰勝教授である。松島氏は、沖縄が日本の一部である限り、今後も沖縄からの完全な基地撤廃は困難であるという考えのもと、「沖縄県民として基地撤廃を目指す」のではなく、琉球国として独立した後に米軍に撤退を通告するという方法が、現実的であるとしている。そこで本稿の論題として、「琉球独立論の理論的検討」を取り上げたいと思う。より具体的には、松島氏の琉球独立論によると、琉球（沖縄）は先住民族であり、「民族の自己決定権」に基づいて日本から独立できると主張しているが、果たして本当に沖縄は日本とは異なる独自の民族（エスニック共同体／ネイション）といえるのか、ナショナリズム論の視点からその理論的妥当性を検討する。現在、世界中には国家として独立していない民族は多いが、このように民族の構成要件を考えることで国家独立の正当性を検討することができると思う。なお、琉球独立論を主張する松島氏は自らの著書のなかで、アントニー・D・スミスの民族理論を中心に議論しているので、本稿でもスミスの民族理論を議論する。

本稿の構成は以下の通りである。まず第 1 章では、琉球独立論の最大の根拠ともいえる沖縄の歴史的背景を琉球王国の時代まで遡って、琉球処分、沖縄戦、米軍統治時代、そして日本復帰後の現代に至るまで概観する。次に第 2 章では、アントニー・D・スミスの民族理論を取り上げ、エスニック共同体やネイションといった民族概念を紹介する。以上を踏まえて、第 3 章では、沖縄はエスニック共同体なのか、またはネイションなのか、沖縄

住民への調査記録も加味し、琉球独立論を理論的に検討する。

なお琉球独立論には、民族として認められるかという理論的妥当性の問題以外にも、独立する際の法的手続きや、独立後の安全保障や経済など様々な阻害要因が考えられるが、本稿ではあくまでも、琉球独立論における沖縄の人々が、民族として要件を有するか否かの理論的検討に限定する。

第1章 沖縄の歴史的背景

昨今、「歴史認識」というワードが国際政治の舞台で頻繁に用いられている。確かに歴史は私たちに何かを語りかけ、私たちは歴史から多くのことを学ぶことができる。沖縄の歴史は、私たちにいったい何を語りかけるのだろうか。沖縄の歩んできた極めて過酷な歴史は、それ自体が「琉球独立論」の成立に至った最大の根拠とも言える。そこでまず本章では、琉球王国の時代から現代に至るまでの沖縄の歴史を、駆け足になってしまうが振り返ってみたい。

第1節 琉球王国の誕生と消滅¹

14世紀、沖縄島の北から北山国、中山国、南山国という3つの王国が形成された。この時代を三山時代と呼び、約100年続く事となる。1429年、中山王尚巴志が他国を滅ぼして一帯を統一し、首里城を王都とする初代琉球国王となった。琉球王国の誕生である。対外交渉に関しては、中国への朝貢²を基盤としながら日本や朝鮮、東南アジア各国とも活発に行われ、琉球王国は東アジアにおいて独特のポジションを獲得する。琉球王国は、東アジアの中心に位置するという地理上の有効性を活かし、中継貿易のセンターとなった。琉球にはアジア諸国の物産が集められ、それを各地に再販売することで多大な利益を得たのである。

しかし1609年、琉球は薩摩藩の侵攻により独立性を失ってしまう。薩摩藩による間接統治の始まりである。1872年から、薩摩藩に代わって日本政府による間接統治が始まり(琉球藩の設置)、そして1879年、ついに琉球は日本に完全に併合され、沖縄県が設置された。

¹ 本節は松島(2014) .16-33頁を中心に記述した。

² 当時のアジアは、中国を中心とする「朝貢冊封関係」と呼ばれる外交関係、貿易関係によって成り立っていた(松島 2014 .20頁)。

この日本による併合をめぐる一連のプロセスは琉球処分と呼ばれる。

ところで、当時の琉球王国はオランダ、フランス、アメリカと修好条約を締結していた。琉球と欧米との関わりは、まず 1844 年、中継基地として利用するためフランスが琉球王国に開国を要求したことから始まる。1853 年、アメリカのペリー提督は日本に向かう途中、琉球国王に大統領の親書を渡し、翌年修好条約を結んだ。当時、欧米によって強いられるこうした条約は、もちろん不平等条約であった。ただし、ここで興味深い点は、当時の琉球を日本政府が琉球藩として扱ったにも関わらず、欧米諸国からはひとつの国家として認識されていたということである。

第 2 節 同化政策と植民地的差別³

日本政府は琉球併合後、会話伝習所の設置、標準語励行県民運動、改姓運動などの本格的な同化政策を推し進めた。そして当時の沖縄を苦しめたのが植民地的差別である。求職、居住、飲食に関して「琉球人お断り」と拒否されるといったこともあった。同じ労働をしていても、他の日本人と、沖縄人や朝鮮人の間には賃金の格差があり、なかには過酷な労働や生活を苦にしてダイナマイトで自爆死する労働者もいたほどである。当時の沖縄差別を象徴するものとして 1903 年の「人類館事件」がある。政府主催で行われた第 5 回内国勸業博覧会における「学術人類館」において、琉球人、アイヌ民族、台湾原住民、朝鮮人、中国人、インド人、ジャワ人、トルコ人、アフリカ人等の、生きた人間が見世物として展示されたのである。これには沖縄も猛反発したが、当時の地元紙の論調は、「琉球人は立派な日本国臣民であり、これらの人々と同列に置かれるのは心外である」という内容であった。つまり、当時の沖縄は差別の対象であっただけでなく、その沖縄もまたアイヌ民族や朝鮮人に対して差別する側でもあったということである。

また、日本政府は沖縄産業の多様化、近代化を図らず、沖縄の経済構造はサトウキビ農場に大きく依存するものになった。その結果、沖縄はソテツ地獄と呼ばれる食糧不足に陥り、多くの人々が困窮し、島から離脱せざるを得ない状況へ追い込まれたのである。

第 3 節 沖縄戦と米軍統治時代⁴

太平洋戦争末期の沖縄戦では、本土防衛の為に「捨て石作戦」がとられた。兵士不足を

³ 本節は松島（2014）.43-54 頁を中心に記述した。

⁴ 本節は松島（2014）.55-63 頁を中心に記述した。

補うため、住民を兵力に登用する「防衛召集」が行われるようになり、住民 2 万 2000 人以上が根こそぎ動員された。疎開させられるはずであった女性も、兵力不足により戦地へ借り出されることなる。次第にアメリカ軍の攻撃が無差別化していき、住民被害が拡大。また、米軍への降伏、捕虜になることは恥であるとされていた為、集団自決も行われた。それだけではなく、スパイ容疑など日本軍からの迫害もあり住民はさらに追い込まれた。沖縄戦の被害は甚大であり、沖縄の一般人だけでも 9 万人以上、沖縄出身の軍人も含めると総勢 12 万人以上が犠牲となった。これは当時の沖縄の人口のうち、実にその 3 分の 1 が死亡したことになる。

米軍統治が始まると、基地への核兵器の持ち込みや軍事演習などが自由に行えるようになった。1952 年 4 月 28 日、サンフランシスコ講和条約が発効され、日本本土の主権は回復したものの沖縄だけが取り残されることになる。また同日、旧日米安全保障条約も発効され、これにより占領軍がそのまま沖縄に残ることになった。日本にとっての「主権回復の日」は、沖縄にとっては「屈辱の日」と言える。1950 年代半ば、日本で米軍基地に反対する運動が激しくなると、その移転先として日米両政府が考えたのが沖縄であった。当時の沖縄では厳しい米軍統治がしかれており、日本国憲法や米連邦憲法が適用されていなかった。そのため、住人の人権や反対運動にかまうことなく基地を「銃剣とブルドーザー」でつくることができたのである（松島 2015.18 頁）。

第 4 節 日本への復帰

1972 年 5 月 15 日、沖縄の施政権が米国から日本に返還され、沖縄の日本への復帰が果たされた。復帰するにあたって沖縄側の要望は、米軍基地の「本土並み返還」。しかし、この要望は無視され、米軍基地はそのまま丸ごと維持されることになる（松島 2014.80 頁）。ちなみに 1972 年、73 年、95 年、2005 年に在沖海兵隊のカリフォルニア州や韓国などへの移転を米政府が提案したが、日本政府はこれを拒否している。日本政府は「米軍基地の配置や再編は米政府の軍事戦略で決定される」としているが、実際のところ、日本政府はある程度意図的に、沖縄に米軍基地を置き続けているとも考えられる（松島 2015.18-19 頁）。つまり結果的に、日本は沖縄を犠牲にして米国の下で安全保障を担保し、高度経済成長に向かって邁進したと思われても仕方がないであろう。そして現在でも、沖縄には在日米軍基地の約 7 割が集中しており、それに伴い多くの住民が米軍の引き起こす事故や事件、騒音等の「基地被害」に苦しんでいるのが現状である。

第2章 アントニー・D・スミスの民族理論

さて本章では、琉球独立論の理論的検討に入る前に、イギリスの社会学者アントニー・D・スミスの民族理論を紹介したい。スミスはナショナリズム研究を専門とし、ネイションを近代特有の産物とみるアーネスト・ゲルナーとは異なり、ネイションとそれ以前から存在する文化共同体（エスニック共同体）との連続性を重視する立場をとる。そして琉球独立論を主張する松島氏も、自らの著書の中でスミスの理論を展開している。したがって、本稿で琉球独立論の理論的検討を行うにあたって、スミスの民族理論を整理しておくことは極めて重要であると考ええる。なお本章では、エスニックとネイションに関連したキーワードに、原則として日本語をあてていない。日本語の「民族」は、文化共同体としてのエスニック、政治共同体としてのネイションの両方を包摂する概念であるが、スミスはエスニックとネイションを概念的にも歴史的にも区別して使っているので、本章でもそれにならう事とする。

第1節 西欧的ネイション・モデル⁵

ドイツの歴史家フリードリヒ・マイネッケは1908年に、ネイションを2つに区別している。それは受動的な文化的共同体としての「文化的ネイション」と、能動的で自己決定を行う政治的ネイションとしての「国家的ネイション」である。ただしこれはあくまでも一応の区別であり、実際には厳密に区別できるわけではない⁶(マイネッケ 1968.5頁)。

スミスも、マイネッケのこの区別自体は有効であり、妥当性があるとしている。ナショナル・アイデンティティが意味しているものには、政治共同体の意識がいくらか含まれている。政治共同体には、全構成員にとって共通する制度や、権利と義務に関する単一の法典が存在し、それはある明確な社会空間を意味する。政治共同体の構成員は、はっきりと画定され、境界をつけられた領域にアイデンティティと帰属感を抱くことになる。これこそが、ネイションの定義に際して欠かせないものであり、ネイションとは「所定の領域内で同一の法と制度にしたがう人民の共同体」とされた。これは西欧に特有のネイション概念である。しかし、私たちが「ネイション」と呼んでいる単位の概念にたいしては、西欧

⁵ 本節はスミス（1998）.30-34頁、および植村（2014）第1章を中心に記述した。

⁶ その上でマイネッケは、ネイションには植物的で不活発な時期があり、そこから活発で人格的な時期へと目覚める場合があることを指摘している。

の歴史的経験がよく知られ、共通知識として流通しており、実際のところ先導的な影響力を世界各地に及ぼしてきた。そしてその後の非西欧世界における概念にも影響をあたえた。西欧でみられたもともとの基準からは逸脱していたとしても、非西欧における政治共同体のネイションにはその痕跡が認められるといえよう。

この西欧的、あるいは「市民的」なネイション・モデルをもう少し詳細に説明する必要があるだろう。「市民的」なネイションとは第一に、なによりもまず「土地」を必要とする。つまり、ネイションは、きちんと画定された緊密な領域をもたねばならないことになる。住民と領域は、相互に関係づけられるものである。例えば、かつてのオランダ人は自らを高い海面に囲まれた者とみなしていたのと同時に、自ら所有し、自らのものとした地を彼ら自身がつくりだしているのだと考えていた。しかし、この場合の自らの地とは、どこでもよいわけではない。それは「歴史的」な土地、すなわち「故国」、わが民の「発祥地」でなければならない。現在トルコ共和国が存在する地は、トルコ人にとって本当の始まりの地ではない。しかしながら現在のトルコ人は共和国を故国と見なしている。「歴史的」な土地とは、その領域と住民が数世代にわたって、相互に有益な影響力を及ぼしあってきた土地である。故国は、歴史的な記憶や連想の宝庫である。その川、海岸、湖、山、都市は、「神聖な」ものと化し、内部の者、すなわち自らがネイションの構成員であることを認識している者にしか、その内なる意味を理解できないような、特別な土地となるのである。

「市民的」ネイションの第二の要素は、「わが国」という観念である。これは単一の法や制度を意味する。つまりネイションは、「単一の法典・制度」を必要とするのである。これは、共通の政治的感情や目的を表現することになる。法的・政治的共同体の意識の高まりとともに、共同体の構成員のあいだで、法的な平等意識が見出されるようになる。その端的なあらわれが「市民権」である。重要なことは、ネイションのすべての構成員は原則として法的に平等であり、金持ちも権力者も「わが国」の法に拘束されることを受け入れていることである。

最後に、境界を定められた故国のなかの政治共同体の構成員が法的に平等であるのは、その住民のなかで、ある程度共通の価値や伝統が存在することを前提としているように思われる。いいかえれば、ネイションにはある程度共通の文化や市民的イデオロギーがなくはならない。こうした一連の共通理解や熱望、感情や観念が、住民をその故国に結びつけるのである。

第2節 非西欧的ネイション・モデル⁷

歴史上の特別な土地、単一の法典、共通の市民的文化とイデオロギー、これらがネイションの標準的な西欧モデルの特徴である。しかし、西欧以外の地域で新たなネイション・モデルが生まれている。歴史的に言えば、この新しいモデルは、西欧型モデルの支配に挑戦し、重要な要素を新たにつけ加えることになった。

この非西欧的なモデルは、ネイションの「エスニック」概念と呼ぶことができる。西欧モデルときわだって異なっているのは、自らの生まれた共同体や土着文化を強調する点である。西欧的な概念では、個人はあるネイションに帰属しなければならない。しかし、そのいずれに帰属するかは選択の余地があるのにたいして、非西欧的な、あるいはエスニックな概念では、そうした自由は認められない。共同体のなかにとどまろうと、その外に出ていこうと、やはり自らが生まれた共同体の構成員であるという事実からは基本的に逃れることができず、永久にその構成員としてみられる。いいかえれば、この場合ネイションとは、なによりまず共通の出自からなる共同体なのであり、いわば「超家族」とみなされる。

このように想定された家族の絆を強調することは、ネイションのエスニック概念における強い大衆的あるいは民衆的な要素を説明するのに役立つ。もちろん、西欧モデルにおける「人民」像についても同様である。しかし、そこでは「人民」は共通の法と制度にしたがう政治共同体とみなされている。エスニック・モデルでは、人民はたとえ実際には政治行動に動員されていなくても、ナショナリストの願望対象として、あるいはレトリックによる最終的なアピールの場となるのである。指導者たちが自らの行動を正当化したり、異なる階級や集団を結束させたりすることができるのは、「人民の意志」に訴えることによるのみである。大衆の動員は、ネイションのエスニック概念において重要な役割を果たしているのである。

また、西欧的な市民的モデルに占める法の位置は、エスニック・モデルにおいては言語や慣習などの土着文化にとってかわられる。過去と現在の「民族」文化の言語学的、民俗学的研究は、「あるべきネイション」の青写真のための材料を提供する。その共同体の神話、歴史、言語的伝統についてひろく覚醒させることによって、ほとんどの構成員の心のなかにエスニック／ネイションの観念を実質化し、結晶化させることができるのである。まとめると、系譜と想定された出自の絆、大衆の動員、土着的な言語、慣習、そして伝統とい

⁷ 本節はスミス（1998）.35-37頁を中心に記述した。

ったものが、ネイションのエスニック概念の要素である。

第3節 ナショナリズムの二重性⁸

東欧、アジアの多くの共同体が経てきた「ネイション形成」は西欧とはまったく異なる経路を辿っており、エスニック概念の要素を反映している。このことは、すべてのナショナリズムの核心にある根本的な二重性を反映している。つまり、すべてのナショナリズムは、程度の差こそあれ、市民的要素とエスニック的要素をあわせもっている。あるときは市民的・領域的要素が支配的となり、またあるときはエスニック的・土着的要素が強調されるのである。

このことからわかることは、対立するネイション・モデルの背後には、ネイションを構成するものについて一定の共通の信念があるということである。まず、ネイションとは、領域を定められた住民の単位であり、自らの故国(歴史上の特別な土地)をもつものでなければならない。つぎにその構成員は、共通の大衆文化と共通の歴史的な神話ならびに記憶を共有する。そして構成員は、共通の法体系のもとで相互に法的権利と義務を有する。最後にネイションは、その領域のなかでは構成員間に移動可能性のある共通の分業や生産システムをもつ。これらは、すべてのナショナリストがもっている前提であり、主張であって、彼らばかりか彼らを批判する者によってもひろく受け入れられている。

第4節 ナショナル・アイデンティティの多元性⁹

スミスはナショナル・アイデンティティの基本的特徴を以下のように整理した。①歴史上の領域、もしくは故国、②共通の神話と歴史的記憶、③共通の大衆的・公的な文化、④全構成員にとっての共通の法的権利と義務、⑤構成員にとっての領域的な移動可能性のある共通の経済。したがって、ネイションとは、「歴史上の領域、共通の神話と歴史的記憶、大衆的・公的な文化、全構成員に共通の経済、共通の法的権利・義務を共有する、特定の名前のある人間集団」と定義できる。

ここでこれまでの要点を総括してみよう。ナショナル・アイデンティティとネイションはともに、エスニック、文化的、領域的、経済的、そして法的・政治的といった、多くの相互関連的な構成要素からなる複雑な構成体である。それら構成要素は、共通の記憶、神

⁸ 本節はスミス(1998).37-39 頁を中心に記述した。

⁹ 本節はスミス(1998).39-45 頁を中心に記述した。

話、伝統によって一つに結びつけられた共同体の構成員の連帯の絆を意味する。それらは彼ら自身の国家に表現されている場合もあるし、そうでない場合もあるが、いずれにせよ国家の純粋に法的、官僚制的なつながりとはまったく異なる。概念的にはネイションは、市民的、領域的な次元とエスニック的、系譜的な次元の二つの次元が混合したものになってきている。その混合の割合は事例によりさまざまである。ナショナル・アイデンティティが、近代的な生活と政治において、柔軟かつしぶとい力をふるい、またその特徴を失うことなく他の強力なイデオロギーと効果的に組み合わせられるのは、まさにこの多元性のためである。

ナショナリスト、その批判者、そしてそれ以外の人たちが、ネイションの自己定義や位置づけの基準に関して、見解を一致させることは難しい。ネイションの定義は、哲学的であり、政治的でもある。また（ネイションの多面性による当然の結果であるが）実際のところ、個々のネイションが自己を説明する方法は多様であるため、ナショナリストの教義には論理的矛盾があるとか、一貫性がないとして攻撃されてきた。ナショナリストの著作におけるネイションの基準の不確定性、そして曖昧かつ流動的で、しばしば恣意的な性格は、そのイデオロギーの信憑性を損ねてしまっている。ネイションの観念は、せいぜいおまかにしかとらえられないものと思われていたのにすぎず、最悪の場合には無意味で矛盾したものと思われていた。

第5節「エスニシティ」の考え方¹⁰

「エスニシティ」の概念は、近年多大な注目を集めてきた。ある人々は、それが「原初的」な性質をもっていると考える。原初的なエスニシティは、時間に関係なく、自然のなかに存在するということである。そして人間存在にとって「所与のもの」の一つであるというのである。もう一つの極端な考え方においては、エスニシティは「状況的」なものともみなされる。エスニック集団への帰属は、態度、知覚、感情の問題であり、それはどうしてもはかなく、主体をとりまく特定の状況に応じてさまざまに変わりやすいものである。個々の状況の変化とともに集合的帰属意識も変わるか、あるいはすくなくとも、個人が固執する多くのアイデンティティや言説は、時期や状況が異なれば、その個人にとっての重要性もさまざまに変わるというのである。こうした考え方は、エスニシティが個人的、集合的な利益伸張の「手段として」利用される可能性があるという議論にいたる。

¹⁰ 本節はスミス(1998).50-51 頁を中心に記述した。

このような二つの極端な考え方の中間にあるのが、エスニック・アイデンティティの「歴史のかつ象徴・文化的属性」を強調するアプローチである。スミスはこのアプローチを採用しており、また琉球独立論を主張する松島氏もこのアプローチを採用していると思われる。エスニック集団とは、ある種の文化共同体である。それは系譜の神話と歴史的記憶の役割を強調し、宗教、慣習、言語、制度のような文化的特色によって認知される。このようなエスニック共同体は、歴史的記憶がその継続のためには不可欠である。また、エスニック共同体は歴史的に形成されるものであり、そのため歴史的変動、解体もありうる。

第6節 エスニック共同体の属性¹¹

スミスはエスニック共同体の属性として、次の6点をあげている。①集団に固有の名称、②共通の祖先に関する神話、③歴史的記憶の共有、④1つまたは複数のきわだった集団独自の共通文化、⑤特定の「故国」との心理的結びつき、⑥集団を構成する人口の主な部分に連帯感があること。一定の人々の集団がこれらの属性のうち、より多くを獲得、あるいは共有すればするほど、それは、エスニック共同体の理念型により近いものとなる。そこには、はっきりと共通のアイデンティティの感覚をもつ歴史的文化共同体の存在が認められる。そのような歴史的文化共同体、またはエスニック共同体は、「人種」とは注意深く区別しなければならない¹²。人種とは、独特の遺伝的生物学的属性をもつと考えられる社会集団を意味するからであり、またそれが集団の精神的属性をも決定すると言われているからである。

上述したエスニック共同体の属性は、概して「文化的、歴史的」な内容をもっているだけでなく、(4番目の属性をのぞいて、)もっぱら「主観的」な構成要素であることは明らかである。最も重要なのは、祖先存在の事実ではなく、共通の祖先に関する神話である。エスニック共同体への帰属感にとって必要なのは、虚構の出自であり、つまり推定上の祖先なのである。こうした出自の神話なしに、エスニック共同体が存続し続けることは難しい。「私たちはどこから来たか」という感覚は、「私たちは何者なのか」の定義にとって、最も重要なのである。

「歴史的記憶の共有」もまた、神話の形式をとりうる。実際、近代以前の多くの人々にとって、神話と歴史の境界はしばしば曖昧であるか、存在さえしていなかった。今日にお

¹¹ 本節はスミス(1998).52-56頁を中心に記述した。

¹² 実際に、エスニック共同体はしばしば人種と混同されている。

いてもなお、その境界は決して明確なものではない。

同様に、特定のひろがりをもつ領土と、その一定の場所への愛着もまた、神話的かつ主観的な性質を帯びている。エスニック共同体への帰属感（アイデンティフィケーション）にとって重要なのは、ある土地に居住していること、あるいはその土地を獲得していることよりも、むしろその土地への愛着や関係なのである。

以上のことから、エスニック共同体は原初的なものでしかないというわけでは決してないといえる。エスニック共同体の主観的な特徴が、大きくなったり小さくなったりするのに応じて、その共同体の構成員であるという意識や凝集力も変化する。またこうしたエスニック共同体の主観的な特徴がいくつか結びつき、激しく突出してくるのに応じて、エスニック共同体にたいする自覚も高まっていく。反対に、これらの特徴がそれぞれ衰退するのに応じて、エスニック共同体に対する全体的な自覚も低くなっていき、結果としてエスニック共同体それ自体が解体もしくは、吸収されていくこともあるであろう。

第7節 エスニシティの一貫性と流動性¹³

エスニックの境界線は変動しうる性質をもっており、その構成員の文化的アイデンティティも、ある範囲内で可変性をもっている。またエスニックの帰属意識は、多面的な性質をもっている。個々人は階級やジェンダーへのアイデンティティを抱くのと同様に、自らの家族、村、カースト、都市、地域、宗教共同体にたいして忠誠心を抱く可能性があるだけではない。つまり個々人は、異なるエスニック共同体に同時に忠誠心を抱く可能性もあるということである。もちろん、あるときには政治的、経済的、人口的な理由から、こうした多面的忠誠心のうちの一部が前面にでてくることもある。しかし、こう述べると、エスニック共同体の原初性を認めない「道具主義者¹⁴」の立場を強化し過ぎることになってしまう。

同時に、以上のことは話全体の一部にすぎない。エスニックの境界がもつ可変性や、その文化的内容の流動性を誇張すべきではない。なぜなら、実際にいくつかの例では、境界や文化の変化があっても、それを超えて、エスニックの絆や共同体が明らかに持続性をもっていたことが説明できなくなってしまうからである。しかし、エスニシティが一貫性と流動性の両方を持ち合わせているのは事実である。これは、それを見る者の目的と取り扱

¹³ 本節はスミス(1998).57-59 頁を中心に記述した。

¹⁴ エスニック共同体は「状況的」なものであり、共同体への帰属は主体をとりまく状況に応じて、様々に変わるという立場。

う集合現象からの距離による。人口構成はもちろん、文化的特性や社会的境界線の一部までが変化しても、なおいくつかのエスニック共同体が持続しているという現実、道具主義者の説明とは相容れない。なぜなら、エスニック・アイデンティティを再定義しようとするときには、以前からの文化的親近感がこの再定義すべき範囲を決定しているのに、道具主義者の説明ではこのことの重要性が考慮されていないからである。

したがってエスニック共同体の形成について、少しでも現実にそった説明をしようとするのなら、原初主義者 対 道具主義者の論争のような、両極端の立場に陥らないことである。文化的パターンはもともと固定されたものだという立場を避ける一方で、エスニックの感情は「戦略的」に操作できるとか、文化はいつでも変化しうるのだといった立場も控えるべきである。そのかわりに必要なのは、集団レベルでの文化的アイデンティティという概念自体を、「歴史的、主観的、象徴的」な観点から再構成することである。つまり集団レベルでの文化的アイデンティティとは、ある文化的な単位のなかでその成員の各世代が、連続しているという自覚をもつことであり、またその歴史上の以前の出来事や時期について記憶を共有していることであり、さらには、その集団としての運命を各世代が共有しているということである。したがって、文化的アイデンティティが変化した場合、それはこうした文化的諸要素の基本パターンが、何らかの外圧によってある程度乱されたということの意味する。神話、象徴、記憶、価値からなる基本パターンは、各世代の構成員が自らを「よそ者」と区別しながら、彼らを結びつけるものであり、またその基本パターンにしたがって、文化的な分断線が固定化され、それがエスニック間の境界線となる。

第8節 エスニック的基盤¹⁵

エスニック共同体とネイションとのあいだには、密接な関係もあれば相違もある。ネイションとは、「歴史上の領域、共通の神話と歴史的記憶、大衆的・公的な文化、全構成員に共通の経済、共通の法的権利・義務を共有する、特定の名前のある人間集団」である。定義上、ネイションとは共通の神話と記憶をもった共同体であり、この点はエスニック共同体と同じである。ネイションとはまた、領域をもつ共同体でもある。しかし、エスニック共同体の場合には、領域との結びつきが歴史的、象徴的なものにすぎない可能性があるのにたいし、ネイションの場合、この結びつきは物理的、現実的なものとなる。つまりネイションは、常に「エスニック的要素」を必要とする。もちろん、こうした要素は手を加え

¹⁵ 本節はスミス(1998).83-84 頁を中心に記述した。

られる可能性がある。しかし、ある領域をもった母国について、なんらかの共通する神話や記憶をもたないネーションなど考えられない。

このことから、ネーションがエスニックの核を基盤として形成されるという主張には、妥当性がある。エスニック共同体とネーションとのあいだには、歴史上も、概念上も、かなりの重複がみられる。しかし、概念の点でも歴史的形成の点でも、別々のものを取り扱っていることを忘れてはならない。エスニック共同体は、ネーションがもつ属性の一部をもたない。まずエスニック共同体は、「自らの」領域的故国のなかに存在する必要はない。またその文化も、民衆に根ざしたものではないかもしれないし、すべての構成員が共有するものとはならないかもしれない。エスニック共同体は共通の分業構造をもつ必要はなく、経済的にも統一されている必要はないし、実際そうなっていないことが多い。さらに、すべての構成員に共通する権利や義務を定めた共通の法典をもつ必要もない。ネーションがもつこうした属性は、ある特定の社会・歴史状況が、以前から存在するエスニックの核やエスニック・マイノリティに作用したことの結果なのである。

第3章 琉球独立論の理論的検討

ここまでは沖縄の歴史的背景、アントニー・D・スミスの民族理論を紹介してきた。そこで本章では、それらを踏まえたうえで、本稿のテーマである、「琉球独立論の理論的妥当性」を検討していく。なお、琉球独立論を主張する松島氏は自らの著書のなかで、スミスらの民族理論をもとに、「琉球¹⁶（沖縄）はエスニック共同体であり、またネーションでもある」という風に主張している。したがって本章では、沖縄は本当にエスニック共同体、またはネーションといえるのか、改めて検討してみたい。

第1節 沖縄はエスニック共同体であるのか

スミスが挙げたエスニック共同体の属性は、次の6点である。①集団に固有の名称、②共通の祖先に関する神話、③歴史的記憶の共有、④1つまたは複数のきわだった集団独自の共通文化、⑤特定の「故国」との心理的結びつき、⑥集団を構成する人口の主な部分に連帯感があること。

沖縄には沖縄人（ウチナーンチュ）、琉球人（ルーチュー）という固有の名称があり、ア

¹⁶ 松島氏は自身の著作において、「沖縄」ではなく「琉球」という固有名詞を使っている。

マミキュ、シネリキュに代表される神々の神話が島々にある。アジア諸国と交易活動を行った「琉球王国」の歴史的事実は沖縄県民だけでなく、多くの日本人にも認知されていると言っていいだろう。また沖縄戦における凄惨な悲劇、米軍統治下における歴史的記憶を沖縄人は共有している。亜熱帯気候地帯、独自の風土や生態系の中で生活するとともに、信仰、祭、琉球（沖縄）諸語等、共通の文化体系をもっている（松島 2012.156 頁）。以上の点から考えると、沖縄がエスニック共同体であるという主張には一見妥当性があるようにも見えるが、果たしてどうだろうか。エスニック共同体の属性は、概して「歴史的、文化的」かつ「主観的」に形成されるものである。そこで本節では、沖縄住民のアイデンティティ調査¹⁷の結果に基づいた検討も行いたい。

まず、沖縄県民に関しては、「沖縄県民」「ウチナーンチュ」「沖縄人」と様々な名称が存在している。それぞれのニュアンスの違いは一概には言えないが、一般的に「沖縄県民」は、たとえば「東京都民」「京都府民」などと同様に、都道府県という行政的なカテゴリーのなかでの「客観的な身分」を示す意味合いが強い。他方、「ウチナーンチュ」は文化的、エスニック的なカテゴリーに含まれると言える。また「沖縄人」は、「ウチナーンチュ」と同義で使われたり、「日本人」と区別して使われたりする場合がある。

2007 年の調査記録では、沖縄出身の回答者に対し、「ご自身のことをウチナーンチュだと思いますか」と聞いたところ、9 割以上が「思います」と答えている。つまり、「ウチナーンチュ」というアイデンティティを、沖縄住民のほとんどは、ごく自然に受け入れているということである。

一方、沖縄住民の「日本人」意識は果たしてどうなのか。まず、「ご自身が沖縄人／日本人であると思う強さの度合いを表すならば、0 から 10 のうち、いくつだと思いますか」という質問に対し、「沖縄人」意識の平均値は約 7.4 である一方、「日本人」意識も 6.9 に達し、両者の間には大きな差が存在しなかった。このことは、「ご自身のことを沖縄人だと思いますか、それとも日本人だと思いますか、または沖縄人でも日本人でもあると思いますか」という質問に対し、「日本人」と答えた数は「沖縄人」の数こそより少ないが、「沖縄人であり日本人である」の数字と合計した場合、6 割に達しているという結果からも裏付けられる。つまり、沖縄県民には「日本人」というアイデンティティも確実に定着しているということである。ちなみに、「沖縄人であり日本人である」と回答したのは 3~4 割で、決して少なくない沖縄住民がこのような複合的アイデンティティを持っていることがわか

¹⁷ 本節は林泉忠（2009）の調査記録を基に記述した。

る。この「複合的アイデンティティ」にも個人差はあるが、沖縄県に「沖縄人」と「日本人」という2つのアイデンティティが存在していることを意味している。

また、自らのアイデンティティを「ある時はウチナーンチュ、またある時はヤマトンチュ（大和人）になり、両者の間を揺れ動く存在」であると発言する沖縄の知識人もいう¹⁸。これに対して、松島氏は「両者は水と油の関係にあり、琉球人が同時に日本人になるというのは自己分裂性であるか、戦略的に『民族隠し』をして、日本人知識人におもねった行為である」として、激しく批判している（松島 2012.168 頁）。しかし、エスニックの帰属意識は多面的であり、異なるエスニック共同体に同時に忠誠心を抱く可能性もある。そしてある時には、政治的、経済的、人口的な理由から、こうした多面的忠誠心の一部が前面に出てくることもある（スミス 1998.57-58 頁）。実際のところ、上述したように、「沖縄人であり日本人である」という複合的アイデンティティを持っている沖縄住民も少なくない。もちろん、道具主義者のような極端な立場で述べているのではない。つまり、あくまで個々人が、日本人と沖縄人／琉球人の両方に対して文化的親近感がある場合、その両方に帰属意識を持つ可能性は十分にあり、それは自己分裂性でも「民族隠し」でもないということである。

以上の点から、沖縄住民が「日本人」とはまったく異なるエスニック共同体としての歴史的記憶を特段に共有しているとは言い難い。重要なのは、圧倒的多数の沖縄県民が琉球人（ルーチュー）という、よりエスニック色の強い概念があるにも関わらず、それでもなお自らのことを好んで沖縄人（ウチナーンチュ）と認識しているという事実である。ある意味、沖縄人（ウチナーンチュ）という言葉こそが、日本人と琉球人の両方への帰属意識をあらわしていると言えるかもしれない。

「琉球」という名称は、かつて独立国家であったとされる琉球王国時代の記憶を喚起し、日本とはまったく異なる概念を意味する。一方、「沖縄県」とは、明治政府が発足して琉球が日本に併合された際に用いられた名称であり、そして戦後の米軍統治時代を経て日本に復帰した時に再び復活した名称である。つまり、「沖縄」とは日本への帰属性を意味する名称でもあるのである（松島 2014.8-9 頁）。だからこそ、松島氏は「沖縄」のことを「琉球」と呼び、「沖縄独立論」ではなく「琉球独立論」を主張しているのである。

とは言え、沖縄人（ウチナーンチュ）というアイデンティティは、単なる日本人としての沖縄県民というアイデンティティとは異なり、それ以上の独自のアイデンティファイケー

¹⁸ 松島氏はこの知識人の名を伏せているので、誰かは定かではない。

ション（帰属意識）を表していることは明らかである。しかし、それは日本人とはまったく異なる琉球人（ルーチュー）という極めてエスニック色の濃い概念でもないのだ。

議論をまとめよう。まず、沖縄住民のほとんどは、「沖縄人（ウチナーンチュ）」という文化的、エスニック的要素をいくらか含む、独自のアイデンティティを持っている。しかし、「沖縄人（ウチナーンチュ）」には及ばないが、「日本人」というアイデンティティも沖縄には確かに定着しており、そして両者は共に複合的アイデンティティを形成している場合も多い。以上の点から、少なくとも現時点では、沖縄は日本とはまったく異なる「エスニック共同体」とまでは言えないであろう。

第2節 沖縄はネイションであるのか

ネイション・モデルには2つの種類がある。それは西欧的（市民的、領域的）ネイション・モデルと、非西欧的（エスニック的）ネイション・モデルである。西欧的ネイション・モデルによると、ネイションとは「所定の領域内で同一の法と制度に従う人民の共同体」とされるが、もちろん1地方自治体である沖縄は独自の法典を保持しておらず、共有しているのは日本国憲法である。またかつての「琉球王国」として独立していたとされる時代でも、琉球が近代的な単一の法典を保持し、それを国民が共有していたという歴史的事実は確認されていない¹⁹。したがって、この点においては西欧的ネイション・モデルに沖縄、そしてかつての琉球王国は合致していないと言える。一方、西欧的な市民的モデルに占める法の位置は、エスニック・モデルにおいては言語や慣習などの土着文化にとってかわられる。沖縄には独自の言語や慣習が存在し、これはエスニック・モデルの1要件と合致していると言えよう。

しかし、前節でも述べたように、現時点で沖縄は日本とはまったく異なるエスニック共同体とは言えず、エスニック的基盤の無いネイションは成立しえない。つまり、ネイションの基盤となるべきエスニック共同体が確立されていない状態では、沖縄をネイションとは到底呼べないのである。ただし、沖縄はエスニック共同体の属性をある程度は獲得しており、また「物理的な領域」というネイション特有の要件をすでに満たしている。よって仮に将来何らかの理由で、沖縄の人々の間で日本人アイデンティティが大幅に低下し、さらに沖縄人アイデンティティが高まるようなことがあれば、沖縄がエスニック共同体とな

¹⁹ 琉球王国時代には、「内法」と呼ばれるものが存在したが、これは村などの共同体秩序を守るための掟であり、近代的な意味での法律とはいえない。

る可能性もある。そうして、沖縄がエスニック的基盤さえ確立すれば、沖縄がネーションになることはそれほど難しい話ではないと考えられる。

おわりに

本稿では、琉球独立論の最大の根拠である沖縄の歴史的背景、アントニー・D・スミスの民族理論、そして以上を踏まえて、沖縄はエスニック共同体／ネーションといえるのか、沖縄住民に対する調査記録も加味して、琉球独立論を理論的に検討した。その結果、松島氏の見解とは異なり、現時点で沖縄に確固とした独自のエスニック共同体／ネーションは存在せず、琉球独立論の理論的妥当性を否定することになった。

しかし、本研究を通して見えてきたことが他にもある。それはエスニック共同体／ネーションという概念が「歴史的、文化的」に形成されるだけでなく、それらは本来、極めて「主観的」な概念であるということである。こうした概念に対して客観的な立場で検討することは、問題を理解するうえで非常に重要であることは間違いないが、最終的にどうするかという判断は当事者に委ねられるものであり、またそうあるべきなのである。

現時点で沖縄に確固としたエスニック共同体／ネーションは見られず、独立志向は決して高いとは言えない。しかし、沖縄にはエスニック共同体／ネーションとしての「歴史的、文化的」な素地はたしかに存在しており、今後も沖縄が日本国の一部であることによって苦しみ続けるようであれば、いずれは松島氏の言う通り、沖縄がエスニック共同体／ネーションと成り、沖縄が本気で日本からの独立を求める日が来るかもしれない。現在、沖縄と政府が基地問題で対立を深めているが、基地問題は決して沖縄と政府だけの問題ではない。我々日本国民ひとりひとりが沖縄の基地問題を自分たちの問題として捉え、共に真剣に考えていく必要があるだろう。

参考文献

- ・アントニー・D・スミス (1998) 『ナショナリズムの生命力』 晶文社
- ・アーネスト・ゲルナー (2000) 『民族とナショナリズム』 岩波書店
- ・植村和秀 (2014) 『ナショナリズム入門』 講談社現代新書
- ・大久保潤 篠原章 (2015) 『沖縄の不都合な真実』 新潮新書

- ・塩川伸明（2008）『民族とネーション—ナショナリズムという難問』岩波新書
- ・ジョセフ・S・ナイ・ジュニア デイヴィッド・A・ウェルチ（2013）『国際紛争—理論と歴史』有斐閣
- ・新崎盛暉（1996）『沖縄現代史』岩波新書
- ・高良倉吉（1993）『琉球王国』岩波新書
- ・仲村清司（2012）『本音の沖縄問題』講談社現代新書
- ・比嘉政夫（1999）『沖縄からアジアが見える』岩波ジュニア新書
- ・フリードリッヒ・マイネッケ（1968）『世界市民主義と国民国家 I』岩波書店
- ・ベネディクト・アンダーソン（2007）『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山
- ・松島泰勝（2012）『琉球独立への道—植民地主義に抗う琉球ナショナリズム—』法律文化社
- ・松島泰勝（2007）『ミクロネシア—小さな島々の自立への挑戦—』早稲田大学出版部
- ・松島泰勝（2014）『琉球独立論』バジリコ
- ・松島泰勝（2015）『実現可能な五つの方法 琉球独立宣言』講談社文庫
- ・林泉忠（2009）「沖縄住民のアイデンティティ調査」『政策科学・国際関係論集 第11号』琉球大学法文学部